

岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例

岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第19条</u>及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>第29条を除き</u>、以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第19条第3項</u>及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開</p>

示決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（不服申立てがあった場合の手続）

第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、岩手県議会情報公開審査会の意見を聴いて、当該不服申立てに対する決定を行うものとする。

- （1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- （2）不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

示決定後直ちに、当該意見書（第19条第1項及び第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（審理員の指名等の適用除外）

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、岩手県議会情報公開審査会の意見を聴かなければならない。

- （1）審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2）審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による意見の求めは、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書が提出された場合にあっては、弁明書の写し及び当該反論書の写し）を添えてしなければならない。

3 議長は、第1項の規定により意見を求めたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

- （1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

2 議長は、前項の決定を行うに当たっては、岩手県議会情報公開審査会の意見を尊重するものとする。

3 議長は、第1項の不服申立てを受理した日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定を行うよう努めなければならない。

(意見を求めた旨の通知)

第19条 議長は、前条第1項の意見を求めたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(設置等)

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 議長は、岩手県議会情報公開審査会の意見を尊重して裁決をしなければならない。

5 前項の裁決は、審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(設置等)

第22条 第18条第1項の規定による意見の求めに応じ不服申立てについて調査を行うため、岩手県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 [略]
(組織)

第23条 [略]

2・3 [略]

4 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ不服申立てについて調査を行うときは、情報公開制度について学識経験のある者のうちから、議長があらかじめ選任した3名以内の者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 [略]
(会議)

第25条 [略]

2～4 [略]

5 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めがあった日から起算して60日以内に議長に意見を述べるよう努めなければならない。

(審査会の調査権限)

第26条 [略]

2・3 [略]

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は議長（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第27条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人

第22条 第19条第1項の規定による意見の求めに応じ審査請求について調査を行うため、岩手県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 [略]
(組織)

第23条 [略]

2・3 [略]

4 審査会は、第19条第1項の規定による意見の求めに応じ審査請求について調査を行うときは、情報公開制度について学識経験のある者のうちから、議長があらかじめ選任した3人以内の者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 [略]
(会議)

第25条 [略]

2～4 [略]

5 審査会は、第19条第1項の規定による意見の求めがあった日から起算して60日以内に議長に意見を述べるよう努めなければならない。

(審査会の調査権限)

第26条 [略]

2・3 [略]

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第27条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人

等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めなければならない。

2 前項の規定に基づき意見の陳述の機会を与えられた不服申立人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第28条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第29条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について不服申立人等から閲覧の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めなければならない。

等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第28条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第29条 審査会は、第26条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査手続の非公開)

第30条 審査会の行う不服申立てに係る調査の手続は、公開しない。

(意見を記載した書面の送付)

第31条 審査会は、議長に対し第18条第1項の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査手続の非公開)

第30条 審査会の行う審査請求に係る調査の手続は、公開しない。

(意見を記載した書面の送付)

第31条 審査会は、議長に対し第19条第1項の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 岩手県議会情報公開条例の規定による開示決定等又は開示請求に係る不作為についての不服申立てであって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされるものに係る決定の手続については、なお従前の例による。